

～新宿駅周辺地区協議会～

第3回暮らしと住まいを考える分科会 概要

平成24年7月12日（木）14時30分～
角筈特別出張所2階会議室

出席：委員5名 事務局3名

1 リーダーより

会議に先立ってリーダーよりお話がありました。

2 議題

(1) 都営角筈アパート跡地活用プロジェクトについて

初めに事務局からこれまでの振り返りがありました。

6月12日の分科会では、署名活動やプロジェクトについて討議しました。この分科会のまとめは、都営角筈アパート跡地は売却させないことを目的に活動していく。その際は地区協議会、分科会から切り離して別の活動体（考える会・町練）として続けていく。分科会としては今後、跡地活用プロジェクトの素案や活用方法の協議をしていくことと、新宿ファーストウエスト屋上緑地活用について協議していく、ということになりました。

また、6月13日の役員会では、別紙資料「平成24年度第2回役員会概要」3ページ（4）から5ページの通り協議され、この役員会では結論が出なかったため次回（10月19日予定）役員会において協議していくこととなりました。

次に、委員と事務局との以下のような討議となりました。

事務局：これまで地区協で跡地について取り組んできたことを、行政に通す方法はないかと調べてきたが、手ごたえのあるものは得られず、報告ができなかった。例えば、企画総合政策課長に跡地について区として何かできることはないかと話をしたが、あらためて財政面で難しいとのことだった。また、現在の住宅展示場を災害時の避難場所に活用するという提案もあるので、区と展示場がタイアップし地域防災に活用することで都にアピールできる、という案については、災害弱者については、二次避難所で対応できるので、あえてこの件で区が都に展示場の利用や賃借期間延長のお願いをする予定はないという回答だった。展示場が独自に地域防災などの活用をすることに対して区と協定を結ぶという可能性はあるが、それが展示場としての利用を期間延長するバックアップにはなりそうにない。都に確認したところ、区が跡地利用のアイデアを出すのであれば、それを聞く考えはあるが、併せて区が財政面も負担するという

ことが前提になっている。結果的に区が関わりながら跡地利用をしていくのは難しい。跡地利用については原点に戻って地域の方たちと考えられるとよいと思う。

委員：区長は先日の区長トークで、区も応援する、と言っていたが。

事務局：都の土地なので区がそこに何かを描くことはできないという前提で、区としてできることがあれば応援する、ということだと思う。

委員：提案書や署名活動の白紙撤回については、事務局や委員とは受け取り方に相違があると感じる。区からは提案書に対する文書での回答はないのか。経過として文書で残しておきたい。区や都が無理ならマスコミに話を持っていくことも考えている。

委員：提案書はあくまでも提案であって、こういったことを一緒に考えようというもの。回答に「できる、できない」ということを求めるものではない。地域の方に話を聞き、西新宿全体的な課題を解決できるような内容となっている。そのために地区協の分科会でテーマとして取り上げた。（跡地に限らず）幅広くいろいろなところを展開できるような提案書であった。

事務局：たとえば駐輪場問題など、地域の中での課題を抽出し関係する役所の担当課に話を聞いたりみんなで話し合ったりすることが地区協のテーマとしてはふさわしいが、提案書を実現してほしいとなると非常にハードルが高くなる。

委員：他の自治体ではもっと斬新的に問題解決している事例がある。それを提案書に盛り込んだ。（新宿区は）その場しのぎの対処で予算を使うのはいかがなものかと思う。

委員・事務局：現在暫定的な解決をしていることに対しても、今後話し合ったり、提案書の中で該当する内容を参考にするなどといった使い方ができると思う。的を絞った課題を取り上げた方が役所の担当部署を巻き込みやすい。

事務局：地域の中でまずは一つの課題を取り上げて、それに関連させて他の課題をどう解決していくかということに目を向けていろいろなところを巻き込んでいく、というやり方なら、行政としては関わりやすい。最初から（提案書を）解決策として示されるとなかなか難しい。

委員：提案書は、跡地に限らず西新宿地域内や区内のどこでも、良い事例として広げてほしい、といった提案でもある。都は区が動かないとできない、区は今現在必然性なく何もできないとなれば、これからまた地域の人たちと話をして民間企業に持ち掛けるというやり方も考えられる。

委員：改めて、地区協の分科会では何を話し合っていくか考えたい。跡地についてではなく、駐輪場問題などでもよいと思う。実際に機械式駐輪システム

を見学したり、新宿駅西口について考えてみたりするのがよいと思う。

事務局：そのように地域の課題を明確にしていったり、主管課に話を聞いたりもよいと思う。

委員：地域の方とも話し合っ、例えば福祉についての課題を取り上げるということになれば、区に持ち掛ける時も担当課が絞られてよいのでは。

事務局：たとえば福祉を取り掛かりにしているいろいろなことに派生していけば行政的には関わりやすい。それは一つのテクニックだと思う。都にも、これが提案書の中心だということでプレゼンするというやりかたもある。

委員：提案書を介護を中心にしたものに作り直すか。

委員：それについてはまた改めて考える。

事務局：この提案書は跡地の提案書というよりも西新宿全体の提案書だったのか。

委員：そういうことだ。

事務局：跡地の土地の形に合わせたような建物の形なので、西新宿全体に対する提案と読み取るには難しい。タイトルも「都営角筈アパート跡地活用提案のご案内」となっている。

委員：建物の平面図と側面図の形が違う。あくまでもダミー案だ。

委員：以前から都の都市整備局に跡地の話をしていたが、その際は「まちづくり」の視点からの話になった。高齢者介護施設についてであれば福祉局だが、跡地の高齢者向けの施設だけではなく、西新宿全体を視野に入れたまちづくりをしたいと思いこの提案書になった。

委員：地域が抱えている問題は日本全体の問題。区は対策をしているというが、そのやり方は対症療法でしかなく、解決に至っていないと思う。

委員：公的にできないことをやるのが民間でもある。行政に任せていては出来るものも出来ない。やってもらえるように核をはっきりさせながらお願いしていく、という形を作っていくかなくてはならない。いずれにしても、もう少し考えていこう。(賛成多数)

委員：とりあえず売却しないという運動をしていかないと。

委員：署名については各町会で検討しているところ。7月27日の地区町連で決まると思う。区町連でやるといってくれているところをこの地区の町会がやらないわけにいかないと。

委員：都営角筈アパート跡地活用の提案については、「考える会」で継続して協議していき、その都度この分科会に報告するという形になると思うが、「考える会」でもこの進め方でよいか確認したい。この分科会としては、駐輪場など西新宿地域で問題となっていることについて協議していきたい。

委員：都営角筈アパート跡地活用のプロジェクトは立ち上げず、分科会では暮らしの中の問題点を抽出し考えていくことをしていきたい。

委員：役員会では跡地について政治家に頼んでは、というアドバイスもあったが「売却しないでほしい」という住民からの強い要望がある、という願いをすることにとどめたい。

委員：今後の役員会への報告としては、跡地に関しては分科会から切り離し、分科会では暮らしの中の問題点等を地区協のできる範囲において解決していき、跡地を「売却しないでほしい」という地域の要望のために何かの時には地区協の役員会へも協力や指導を仰ぎたい、ということ。

事務局：会長は跡地について考えることについて、どの組織（考える会・暮らしと住まいの分科会・役員会・プロジェクト・町連）で継続していくか検討するとのことだったが、その組織に地区協の役員会は含まれているか。

会長：考える会のみで継続していく。署名活動は考える会でしていく。地区町連で（署名の）賛同を得られなくても考える会では署名活動をしていく方向。

委員：暮らしと住まいの分科会では跡地を売却させない策について協議していくが、跡地活用策の協議については分科会からは切り離す。

事務局：提案書の地区協での取り扱いは。

委員：資料として内容の要素を取り出して活用していく。

(2) 新宿ファーストウエスト屋上緑地活用について

続いて新宿ファーストウエスト屋上緑地活用について協議しました。最初に委員が作成した活用の企画書及び質問書の説明がありました。運営は人を集めてNPOを立ち上げ任せる、といった企画でした。これを受けて事務局が新宿ファーストウエスト管理会社に確認したことの報告がありました。その内容は次の通りです。

【経費について】

- 管理会社が緑化のメンテナンス等に計上している経費は年間100万円。
内訳は、公開空地(1階)40万円、屋上緑地60万円
- 屋上緑地を借用した場合上記の60万円が減額になるかどうかは不明だが、減額になればその分を畑の管理に流用できるかも。
- 屋上緑地を貸すことにより新たにコストを計上することは考えていない。
借用する側がコストを全額負担する。
- 水道水は設置済み。借用した際、管理会社に上下水道料金を支払うかは不明。
- 土は入れ替えた方がベター。5区画分の見積もりは200万円～300万円。

【メンテナンス及びセキュリティについて】

- トイレ手洗いの使用、物置の設置、カラス対策に防鳥ネットを張る等の相談は管理会社が応じる。

- 管理会社が園芸農地として試用する際に依頼した園芸関係の会社は、管理会社と同系列の会社で、JR駅ビル(アトレ)の屋上緑地も手掛けている。

以上のことから委員協議の結果、運営に掛かる経費や人集め、そのやり繰りが難しく、活動してみてもうまくいかなかったからといってやめるのも容易ではないためリスクが大きいということになり、この企画は廃止しました。

3 その他

(1) 役員会の報告

事務局から6月13日の役員会の報告がありました。

<名称と地区割について>

以前から活動実態と名称が合っていないのでは、という意見があり、これについて役員会で話し合いました。次のように決まりました。

新名称・・・角筈地区協議会 改称の時期は平成25年4月からです。

地区割・・・現行のまま(変更なし)。東口地区(四商店街振興組合)は東口分科会としての参加。実質活動は休会ですが、今後共通の課題が出たり東口で活動したいことがあれば復活していくということが役員会では決まりました。これは会則を変えることになるので、今後全体会(10月16日午後2時30分～予定)を開催し出席委員の三分の二以上の決で決まります。

<旧都営角筈アパート跡地活用プロジェクトについて>

これまでの経過を共有し、今後地区協議会としてどのように関わっていくのか活発な議論が行われました。また、署名活動については地区協議会の方向性とは違うのではということで、地区協議会としての署名はやらない、と決まりました。今後の関わり方(もしくは関わらないのか)等結論は出ず、次回の役員会に持ち越しとなりました。

4 次回会議日程

日時 : 10月12日(金) 14時30分～16時30分
会場 : 角筈特別出張所2階会議室